【永平寺町】 門型標識長寿命化修繕計画



令和4年11月作成 令和6年 5月改定 永平寺町 建設課

1. 永平寺町内の門型標識の概要

永平寺町が管理する門型標識は、令和6年3月末現在で13基あります。 内訳としましては、道路情報提供装置5基、高さ制限標識8基となってい ます。このうち10基が供用年が不明となっており、ほとんどの門型標識 に経年劣化がみられます。

2. 永平寺町の基本方針

永平寺町では、次の理念のもとに【永平寺町 門型標識長寿命化修繕計画】を策定し、計画的なトンネルの管理を行います。

◎理念(目標)

『町民を始めとする道路利用者が安全で安心して道路を通行できるようにする』

◎基本方針

①維持管理方針

- ・ 門型標識の維持管理は、損傷や劣化が進行する前に適切な対策を実施 する『予防保全型』の維持管理を基本とすることで、門型標識の長寿 命化を図ります。また、計画的に修繕を行うことで、コストの縮減・ 事業費の平準化を図ります。
- ・ 門型標識の主な劣化要因としては、『外力』『材料劣化』があり、それらによって門型標識の安全性に影響を及ぼすことが考えられるので、定期的な点検によって変状を発見し、原因を明確にしたうえで、適切な時期に対策を実施します。

②新技術の活用、費用の縮減に関する方針

令和10年度までにすべての門型標識について、修繕や点検等にかかる新技術の活用の検討を行います。また、支柱基礎部が舗装等により容易に確認できない5施設を対象とし、点検支援技術として超音波による非破壊検査技術を活用した門型標識定期点検を実施します。これにより約10%程度の費用縮減を目標とします。

③集約化・撤去に関する方針

集約化・撤去を検討した結果、本町が有する門型標識は高さ規制標識等の安全かつ円滑な交通の確保を目的とする必要不可欠な施設であることから、周辺の交通状況を考慮し、集約化・撤去は行いません。

3. 対象施設

当計画での対象施設は、永平寺町が管理する下記の門型標識13基と します(下記詳細)。

標識 番号	所在地	路線名	標識幅員	供用年	供用年数	最新点検 年度	
1	松岡志比堺	国道416号	8.5	不明	不明	R5	
2	松岡室	国道416号	8.5	不明	不明	R5	
3	松岡渡新田	県道大畑松岡線	11.5	不明	不明	R5	
4	松岡兼定島	御陵42号線	9.6	不明	不明	R5	
5	松岡兼定島	御陵42号線	7.5	不明	不明	R5	
6	野中	牧福島浅見線	7.75	H28	8	R5	
7	浅見	牧福島浅見線	6.75	R3	3	R5	
8	松岡志比堺	志比堺4号線	10	不明	不明	R5	
9	松岡吉野	吉野83号線	13.5	H26	10	R5	
10	松岡吉野	吉野83号線	8	H26	10	R5	
11)	谷口	国道364号	17.2	不明	不明	R5	
12	下浄法寺	県道勝山丸岡線	12	不明	不明	R5	
13	栃原	県道勝山丸岡線	12	不明	不明	R5	

4. 健全度の把握の基本的な方針

厳しい財政状況の中で効果的・効率的な維持管理を進めるため、門型標識の点検については、下表の定期点検要領等に基づき、5年に1度の近接目視による点検を実施し、結果については、4段階で区分します。

区分		定義								
Ι	健全	道路橋の機能に支障が生じていない状態								
П	予防保全段階	道路橋の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から 措置を講ずるのが望ましい状態								
Ш	早期措置段階	道路橋の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講 ずべき状態								
IV	緊急措置段階	道路橋の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著し く高く、緊急に措置を講ずべき状態								

5. 個別施設の状態と対策の優先順位の考え方

永平寺町が管理する門型標識は13基あり、令和5年度に行った近接 目視点検により得られた状態等は以下のとおりとなりました。その中 で、施設の健全性の他、路線の重要性(緊急輸送道路指定の有無、交 通量、公共機関等)、第三者への影響等を総合的に考慮し、優先順位 を下記のとおりとします。

標識 番号	路線名	標識幅員	供用年	供用年数	最新点検 年度	健全度	緊急輸送 道路	交通量	優先度	
1	国道416号	8.5	不明	不明	R5	П	1次	多	7	
2	国道416号	8.5	不明	不明	R5	П	1次	多	1	
3	県道大畑松岡線	11.5	不明	不明	R5	П	-	多	4	
4	御陵42号線	9.6	不明	不明	R5	П	2次	中	2	
5	御陵42号線	7.5	不明	不明	R5	Ш	2次	中	2	
6	牧福島浅見線	7.75	H28	8	R5	I	-	少	9	
7	牧福島浅見線	6.75	R3	3	R5	I	-	少	10	
8	志比堺4号線	10	不明	不明	R5	П	-	少	6	
9	吉野83号線	13.5	H26	10	R5	П	-	少	8	
10	吉野83号線	8	H26	10	R5	П	П -		8	
11)	国道364号	17.2	不明	不明	R5	П	2次	中	3	
12	県道勝山丸岡線	12	不明	不明	R5	Ш	_	多	5	
13	県道勝山丸岡線	12	不明	不明	R5	Ш	-	多	5	

6. 計画期間

5年に1回の定期点検サイクルを踏まえ、計画期間は2024年度 (令和6年度)から2028年度(令和10年度)の5年とします。 なお、点検結果等を踏まえて、適宜計画を更新するものとします。

優先 順位		路線名	供用年	健全度	点検·補修等計画											
	標識 番号				●定期点検											
					H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	対策費用
					2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	(百万円)
1	2	国道416号	不明	П	•					•					•	
2	4	御陵42号線	不明	П	•					•					•	
2	(5)	御陵42号線	不明	Ш	•					票職板取替					•	0.5
3	11)	国道364号	不明	П	•					•					•	
4	3	県道大畑松岡線	不明	П	•					•					•	
5	12	県道勝山丸岡線	不明	ш	•					•	標識板取替				•	2.5
5	13	県道勝山丸岡線	不明	Ш	•					•	標識板取替				•	2.5
6	8	志比堺4号線	不明	П	•					•					•	
7	1	国道416号	不明	П	•					•					•	
8	9	吉野83号線	H26	П	•					•					•	
8	10	吉野83号線	H26	П	•					•					•	
9	6	牧福島浅見線	H28	I	•					•					•	
10	7	牧福島浅見線	R3	I	•			標識柱取替		•					•	3



令和5年度の定期点検で健全度Ⅲと判定された3施設は、令和5年度に1施設(標識番号⑤)を補修済みであり、2施設(標識番号⑫、⑥)についても令和6年度に補修予定です。その他の10施設については、健全度がI又はⅡと判定されたため、経過観察を行います。なお、今後の定期点検の結果から、健全度Ⅲと判定された場合は、速やかに修繕等を実施します。また、道路利用者及び第三者への被害が懸念される損傷が発見された場合には、健全度に関わらず速やかに修繕等を実施します。